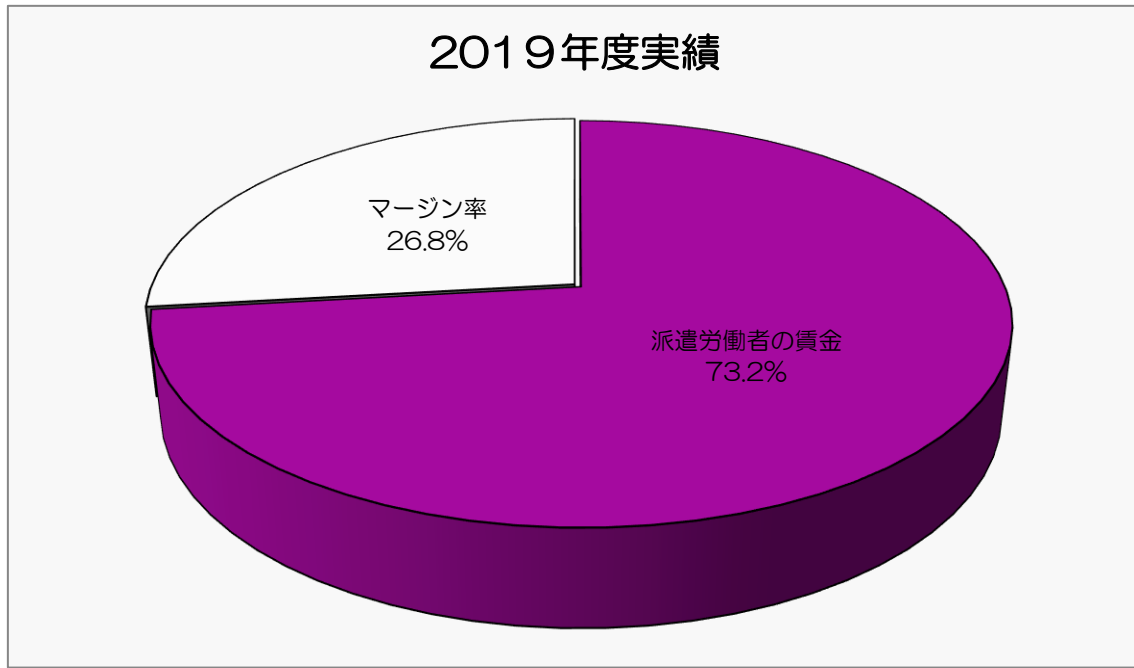


## 労働者派遣事業におけるマージン率の公開

### 1. マージン率（対象期間 2019年3月～2020年2月）



マージン率の中には次の項目が含まれております。

- 事業主として負担すべき社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金保険）
- 事業主として負担すべき労働保険料（雇用保険・労災保険）
- 年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金
- 確定拠出年金（401K）における事業主掛金
- 資格取得支援や研修等の教育訓練費
- 健康診断、その他福利厚生費
- 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- オフィス賃料や宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- 営業利益 等

### 2. 労使協定に関する事項

- 労使協定を締結しているか否かの別：労使協定を締結していない

以上